



広 報

2007
5/10

No.513

あ い づ ば ん げ

福島県ブランドに認証

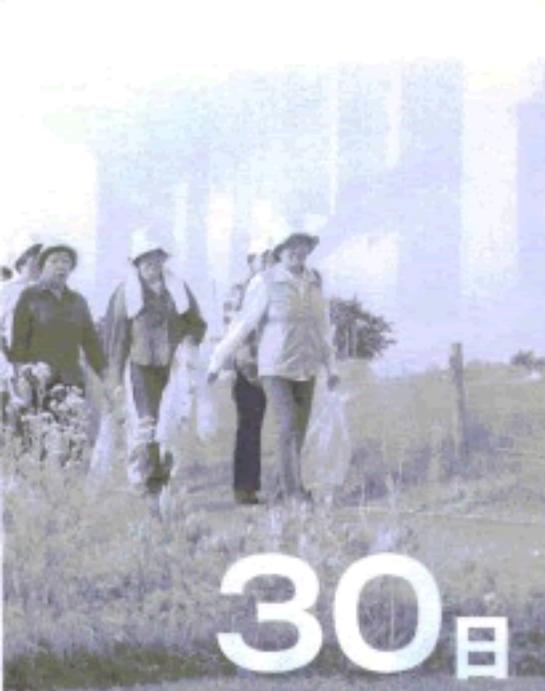
表紙・裏表紙



一生青春
吟醸 真実 大吟醸

醸造造合資会社
愛国酒造合資会社





30日



0時～

21時

インストラクターがいつでも、どこへでもおじゃまします。

おぼえておこう！ チャレンジデー 3つのポイント



ポイント1 15分間運動したら 必ず報告しましょう

報告の方法は

○Fax 83-6868

(チャレンジデー報告専用回線)

○TEL 83-3010

○Eメール cyuou@town.aizubange.fukushima.jp

○直接 集計BOXへ

※ 集計BOXはメイン会場(町営駐車場)・集計本部(中央公民館)・各地区公民館・役場・まちづくりセンターにあります。

ポイント2 勝ち負けは二の次 ～Challenge Day Sprit!～

チャレンジデーで大切なことは勝敗の結果ではなく、みんながスポーツを通じてその日1日を楽しめたかどうかです。

ポイント3 続けることが一番大事

スポーツは人間が健康に過ごしていくうえで非常に重要です。チャレンジデーを1日限りのイベントとしないで無理なく、できる範囲でスポーツ・運動を継続させましょう。

スポーツ情報配信

チャレンジデーの対戦状況を1時間ごとに携帯電話・パソコンにメールで配信します。どこよ

りも、誰よりも速く情報を得ることができます。配信希望の方は、cyuou@town.aizubange.fukushima.jpへ「スポーツ情報希望」と入力しメールを送付してください。その他、町のスポーツ情報も配信します。

ちょこっとお知らせ

今年の目玉は…
『ポリネシアン&ハワイアン』
フラガールばりの美しいステージと楽しい教室があなたを待っています。
その他にもイベント・教室もりたくさん!!
詳しくはチャレンジデーニュースをご覧ください。

★チャレンジデー実行委員会事務局(町民体育館内)
TEL 83-2234



子供から大人まで… 朝から晩まで楽しくスポーツ三昧。

スポーツは人生をより豊かにし、こころと体を健康にします。

5月

チャレンジデー

CHALLENGEDAY

2007 5月30日(水)開催
午前0時～午後9時

【スポーツで未来につながるまちづくり】

目標：町民満足度 100%

でも、久しぶりに勝利を味わいたい！

チャレンジデーとは

【チャレンジデーは5月の最終水曜日に
全国で一斉開催！】

毎年5月の最終水曜日に人口規模がほぼ同じ市区町村間で午前0時から午後9時までの間に15分間以上継続して運動やスポーツを行った住民の『参加率(%)』を競い合います。敗れた場合は対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインボールに1週間掲揚するというユニークなルールで行われる『まちの威信と名誉』をかけた住民総参加型のスポーツイベントです。

ウォーキングでゴミを拾えば、健康できれいなまちづくりにつながります。

対戦相手は

「秋田県 にかほ市」

(人口：29,194人)

『仁賀保町』『金浦町』『象潟町』の3町が平成17年10月に合併し、誕生しました。秋田県南西部に位置し、南に鳥海山、西に日本海を臨む、山と海に抱かれた風光明媚な町です。

チャレンジデーには合併前の『金浦町(地区)』として5回参加しており、にかほ市としては初めての参加です。

『にかほ市』まちづくりの理念

①夢のある町

『ばんげ』にもたくさんの夢があります。

②豊かな町

『ばんげ』も自然・人情、豊かな町です。

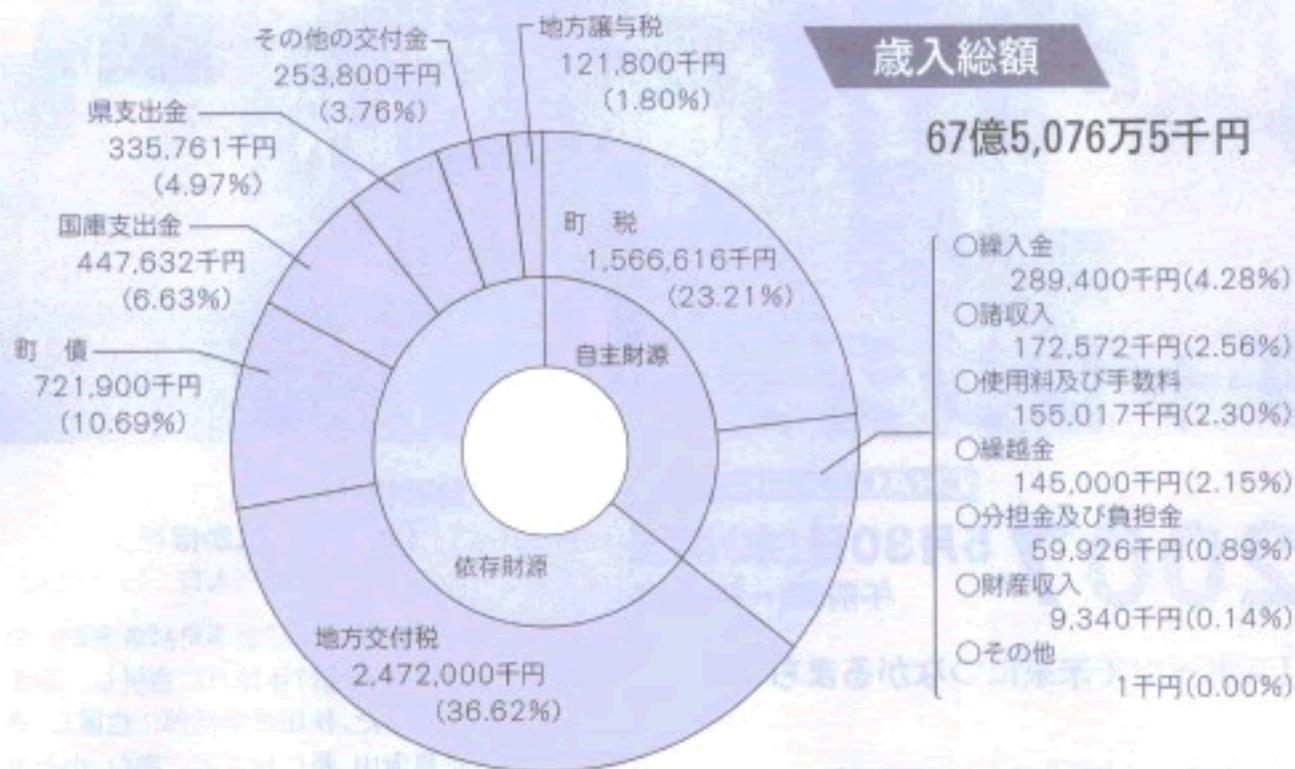
③元気な町

『ばんげ』の元気はどこにも負けません。

できることから始めましょう。

集計本部では、たくさんの報告を待っています。

チャレンジデーをきっかけにスポーツに取り組みましょう！



目的別歳出 総額6,750,765千円 (100%)

土木費	民生費	総務費	教育費
道路や橋の整備に 704,323千円 (10.43%)	福祉増進のために 1,118,512千円 (16.57%)	一般的な事務に 1,183,217千円 (17.53%)	学校、社会教育の充実に 1,273,840千円 (18.87%)
			
主な内容	主な内容	主な内容	主な内容
<ul style="list-style-type: none"> 中村街道線整備 141,820千円 坂下東第一地区土地区画整理事業繰出 155,497千円 公共下水道事業繰出 125,109千円 道路新設改良 155,628千円 街なみ環境整備 32,052千円 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険繰出 189,637千円 国民健康保険繰出 153,386千円 老人保健繰出 149,673千円 障がい者支援 123,570千円 乳幼児医療費助成 30,160千円 ひとり親家庭医療費助成 5,008千円 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の人件費 611,382千円 電子行政システム構築 66,365千円 市町村生活バス路線運行 15,965千円 地区集会所建設支援 5,000千円 	<ul style="list-style-type: none"> 坂下小学校増設整備 556,394千円 自主公民館運営 25,584千円 埋蔵文化財発掘調査 20,000千円 小中学校通学援助 12,324千円 複式学級解消 6,986千円 高齢者元気アップ 5,654千円

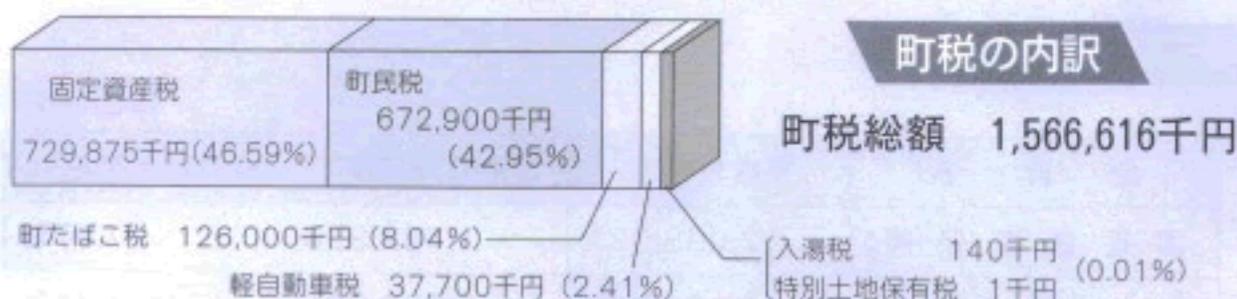
諸支出金 109,108千円

労働費 7,991千円

災害復旧費 4,503千円

予備費 25,586千円

平成19年度の当初予算が決まりました



全事業を見直し

夢と希望と愛着のもてるまちを実現に向けて
着実に前進するために

① 平成20年4月の教育施設適正配置第一次統合に向け、坂下小学校の改造、増築工事の経費と、国道と南幹線を結ぶ中村街道線整備事業の経費を最優先として計上しました。

② 住環境の整備を進める事業として、坂下中央処理区の事業認可への取り組みを含めた下水道事業の着実な進捗と、坂下東第一土地区画整理事業や塔寺・塔寺二区・気多宮地区の街なみ環境整備事業などを進めます。

また、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」を目標に中心市街地の活性化に向けた取り組みを進めます。

さらに、農村環境の整備として今年度から5か年の事業として「農地・水・環境保全向上対策事業」を進めます。

③ 健康づくりとして、総合検診等の充実を通して疾病予防に向けた各種事業を展開します。

また、「子育て支援事業」として、「子ども放課後対策事業」を教育部と生活部が連携して取り組みます。

消 防 費	商 工 費	衛 生 費	農林水産業費
消防組織の整備に 270,632千円 (4.01%)	商工業の振興に 274,539千円 (4.07%)	清掃、予防衛生に 333,160千円 (4.94%)	農林振興に 464,977千円 (6.89%)
			
主な内容	主な内容	主な内容	主な内容
<ul style="list-style-type: none"> 常備消防負担金 213,717千円 消防施設整備 4,956千円 	<ul style="list-style-type: none"> 温泉施設管理経費 73,458千円 商工業者への貸付 50,000千円 観光物産協会補助 21,250千円 温泉施設整備(ボイラーの整備) 59,329千円 	<ul style="list-style-type: none"> 会津若松地方広域市町村圏整備組合衛生費負担金 105,123千円 疾病予防対策 55,119千円 合併処理浄化槽設置整備 26,745千円 廃棄物処理収集 49,283千円 	<ul style="list-style-type: none"> 国営かんがい排水 106,997千円 農業集落排水事業繰出 29,788千円 中山間地域等直接支払 24,795千円 水田農業構造改革地域調整推進 11,100千円 農地・水・環境保全向上 35,469千円
その他 (16.69%)	公債費 878,138千円	議会費 102,239千円	

平成19年度 特別会計予算の内訳

特別会計予算

(単位：千円)

会計名	平成19年度	平成18年度	対前年度比	
国民健康保険	2,033,931	1,737,320	17.07%	
老人保健	2,056,930	2,086,292	△ 1.41%	
介護保険	1,209,599	1,231,071	△ 1.74%	
水道事業	収益的収入	527,237	472,817	11.51%
	収益的支出	522,417	557,579	△ 6.31%
下水道事業	263,800	277,600	△ 4.97%	
坂下東第一地区 土地区画整理事業	581,000	483,000	20.29%	
農業集落排水事業	130,100	286,900	△ 54.65%	

主な内容

国民健康保険

国民健康保険特別会計は国や地方自治体からの補助金と加入者が納める保険料を財源に運営しています。
平成19年度予算大幅増の主な要因は、国の医療制度改革に伴い新規事業が導入されたことによるものです。

老人保健

老人医療受給対象者は、年々減少していますが、患者さんの多重受診により、医療機関への通院回数と医療費は増加しており、今後の医療費の増加を見込んだ予算になっています。

介護保険

制度改正により健康管理センター内に設置しました「地域包括支援センター」を中心として、引き続き介護予防事業に取り組んでいきます。
新たな介護認定者をできるだけ少なくするように、手軽にできる運動の普及を図ります。

水道事業

町道改良と坂下東第一土地区画整理事業にあわせて、給水管の布設及び布設替工事を実施します。

下水道事業

坂本東処理区については、平成18年度末までに約30haの整備が完了しました。本年度は、古坂下町内の管渠埋設を実施し、供用区域の拡大を図ります。
また、坂下中央処理区の事業認可取得のための委託を実施します。

坂下東第一地区 土地区画整理事業

本年度の主な事業は、
・家屋移転 13戸15棟
・都市計画道路築造 1000m
・区画道路築造 2500m
・整地工事 3,650㎡
を補償・整備する計画です。

農業集落排水事業

八日沢処理区については、平成18年度供用開始後、順調に接続人口が増えています。
本年度は、町単独事業としての管渠埋設並びに町道舗装復旧を実施します。
また、喜多方市が事業主体で実施している真木・津尻地区は、平成18年度に管渠整備がほぼ終了し、本年度より処理場建設工事に着手します。

平成18年度 下半期の財政状況

平成18年度下半期 町財政について

平成18年度3月末現在の財政状況は下表のとおりです。

65億2,910万円で編成された当初予算は、介護保険や老人保健への繰入金などを補正予算で増額したことにより、69億5,689万1千円となりました。

町財政は大変厳しい状況にあります。行財政改革を進めることにより、町民福祉の維持向上のため効率的な財政運営に努めています。

主な事業の進捗状況

下半期の主な事業としては、町立坂下第一中学校屋内運動場が3月末に完成し、一中の卒業式が3月23日に新体育館で挙行されました。

また、教育施設適正配置計画にともなう平成20年度の幼稚園・小学校一次統合に向け、坂下小学校の耐震や改造に向けた設計等の事業が終わりました。

一般会計（平成18年10月～平成19年3月）

歳入

(単位：千円)

科 目	予算現額	収入済 現在高	収入率 (%)
町 税	1,394,322	1,391,896	99.8
地方譲与税	231,000	216,849	93.9
利子割交付金	11,500	4,984	43.3
配当割交付金	2,100	3,891	185.3
株式等譲渡所得割交付金	6	2,694	44,900.0
地方消費税交付金	171,000	171,376	100.2
自動車取得税交付金	42,900	51,080	119.1
地方特例交付金	30,662	30,662	100.0
地方交付税	2,616,327	2,655,514	101.5
交通安全対策特別交付金	2,600	3,409	131.1
分担金及び負担金	60,508	54,936	90.8
使用料及び手数料	153,607	146,154	95.1
国庫支出金	420,586	267,718	63.7
県支出金	316,495	189,389	59.8
財産収入	10,007	21,512	215.0
寄附金	2,743	2,643	96.4
繰入金	214,066	201,367	94.1
繰越金	232,725	232,724	100.0
諸収入	442,937	431,747	97.5
町 債	600,800	63,900	10.6
合 計	6,956,891	6,144,445	88.3

歳出

(単位：千円)

科 目	予算現額	支出済 現在高	支出率 (%)
議会費	95,479	94,740	99.2
総務費	1,593,245	1,531,256	96.1
民生費	1,163,418	963,668	82.8
衛生費	344,879	327,905	95.1
労働費	7,956	7,836	98.5
農林水産業費	453,222	418,032	92.2
商工費	213,246	210,899	98.9
土木費	545,587	393,022	72.0
消防費	263,772	257,501	97.6
教育費	1,135,318	832,054	73.3
災害復旧費	133,999	74,232	55.4
公債費	852,108	722,727	84.8
諸支出金	139,416	139,415	100.0
予備費	15,246	0	0.0
合 計	6,956,891	5,973,287	85.9



3月28日に完成した
町立坂下第一中学校屋内
運動場

一時借入金現在高

800,000

財政調整基金現在高

14,806

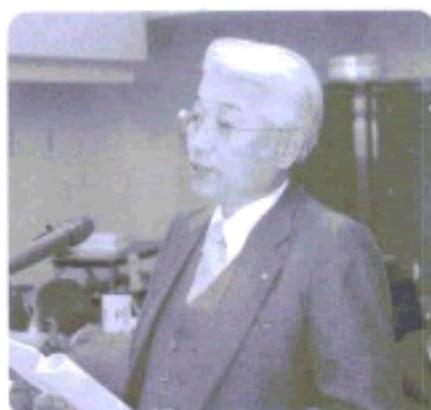
要望実現の

ために

平成19年度 会津坂下町
区長・自治会長会全体会議開催



座 長
五十嵐 周司氏(緑町)



全体要望
高瀬 庄一氏(宇内)

「全体要望」

中村街道の早期整備について
(継続)

前年の回答では年内完成を目指すとのことであったが、今後の具体的な整備スケジュールや事業概要等を明示することにも、早急な整備実現を要望する。

【建設部】

中村街道線拡幅整備事業は、地権者の皆様のご理解と協力を頂きながら、用地及び家屋移転等の補償事業を進めています。

【今後のスケジュール】

平成19年度は物件補償並びに用地取得を進めるとともに、工事に着手し年度内の完成を予定しています。

事業概要 L1330m W116m
総事業費 7億2千8百万円
事業期間 H15年度～19年度

【JR踏切の改修について(継続)】

道路拡幅等の整備に伴い、車両の大型化や交通量の増加などにより、一般の人々並びに児童・生徒の通行が危険な状況にある。今年度も地域の健全な発展上、重要課題として要望する。

中村街道踏切・原街道踏切

【建設部】

町内にある踏切の拡幅改良は、JR東日本と協議をしています。原街道踏切の拡幅改良計画は、平成17年2月に基本的了承の回答を得ており、今後、振興計画に

あわせて改良工事を実施します。中村街道踏切は、今後の都市計画道路整備事業とあわせて進めていきます。

農地・水・環境保全向上対策事業への支援について(新規)

この事業を進めるにあたっては、集落の不安解消のためにも、庶務・会計等の事務処理及び工事技術等について、町当局の全面的な支援を要望する。

【産業部】

農地・水・環境保全向上対策事業は、4月からの実践活動の開始により、庶務・会計等の具体的事務が行われますが、町としては、集落内の職員は各種活動に積極的に参加するなかで、事務処理のサポートを行うものとし、また、職員のいない集落については、事業実施状況や会計処理等の定期的なチェックを行うなかで、各種課題や問題点についてサポートしていきたいと考えています。また、工事技術等は、関係部と連携を図り、支援していきます。

「坂下地区要望」

地区内全域の通年通水について(継続)

渇水時期に栗村堰からの取水を最大限確保できるように取水堰の管理及び関係施設の改善を図り、通年通水の実現を要望する。あわせて、用排水路の悪臭等を防止するため、汚泥除去等水路の浄化を要望する。また、南幹線道路北側の用排水路

の整備を引き続き要望する。

【建設部】

市街地の通年通水は、今後も臨時職員を雇用し、堰の管理並びに流入水の計画的配水に努めます。また、栗村堰からの取水量の確保は、栗村堰改修工事が計画されているので、今後、関係機関と協議しながら取水量の確保に努めます。

通年通水とあわせて、現地調査の上、用排水路の汚泥除去等を実施します。南幹線道路北側の用排水路の整備は、今後も現況確認をしながら実施します。

公共下水道事業坂下中央処理区の整備について(継続)

事務の進捗状況と今後のスケジュールを明示するとともに、早期着工・完成を要望する。また、坂下西及び坂下東処理区の接続状況はどのくらいか。

【建設部】

本事業は、膨大な建設費と工事期間が長期にわたることから、分割整備や坂下西・坂下東処理区への一部編入などの整備手法で、整備面積をスリム化し、早期の事業効果を図ります。平成19年度は、振興計画審議会を始め、関係機関と財政計画や整備手法等について協議を行い、調整を図りながら早期に事業認可を取得し、平成20年度には一部工事着手ができるように進めていきます。

【坂下西・坂下東処理区の接続状況】

(平成19年2月末日現在)



金上地区要望

佐藤 清隆氏(福原)



若宮地区要望

鈴木 政行氏(上金沢)



坂下地区要望

赤城 智義氏(桜木町)

坂下西処理区 330戸 86・2%
坂下東処理区 125戸 50・4%

南幹線重要交差点の信号機設置について(継続)

町道水原線及び町道坂下・杉線の交差点への信号機の早急な設置を要望する。

【建設部】

町道水原線の交差点の信号機は、区画整理事業の進捗にあわせて設置の要望をしていきます。

【総務部】

町道坂下・杉線交差点の信号機は、現時点では信号機設置の考えは無いとの回答が関係機関からありました。今後とも粘り強く信号機設置を要望していきます。

防犯灯(街路灯)の設置について(新規)

南幹線道路が全面開通したが、沿線町内の鉄砲町、諏訪町、小原、新栄町、橋本には防犯灯が設置されていない。夜間時の防犯対策のため防犯灯の設置を要望する。

【建設部】

今後、夜間の安全面を考慮し、計画的に街路灯設置を進めていきます。

街路灯の修繕料に対する補助制度の創設について(新規)

現在、街路灯の修繕料(水銀球の交換等)

は各自治会が負担しているが、自治会会計の負担軽減のため補助制度を創設させるよう要望する。

【建設部】

街路灯は、電気料の1/2を町が補助し、修繕料を設置自治組織が負担をして維持管理を行っていますが、今後、設置の経過等も踏まえて、関係部署等で協議をし、検討します。

南幹線道路の横断暗渠溝の騒音及び振動解消について(新規)

グレーチング蓋かけの水路は、沿線の橋本、桜木町地内に4箇所あり、車が往来するたびに騒音が発生し、沿線住民の住宅は振動に脅かされている。原因究明とその対策を要望する。

【建設部】

今年度、対策の補修工事を実施します。

若宮地区要望

防雪柵の設置について(継続)

次の区間の防雪柵設置を要望する。

- ① 大江く原地区間の未設置部分
- ② 樋渡線(集落入口より60m)

【建設部】

- ① 大江く原地区間の継続要望は、財政担当と協議しながら進めます。
- ② 新規要望路線については現在の状況からして困難です。

冠水対策と道路拡幅整備について(新規・継続)

次の冠水対策と道路拡幅を要望する。

- ① 五ノ併成子地内の水害対策
- ② 蛭川逆水橋(新国栗樹園)付近の水害対策
- ③ 勝方田沢川(京出橋下流)の水害対策
- ④ 町道金沢線(金沢・矢ノ目間)の拡幅と側溝整備
- ⑤ 町道寿の宮線(大江・牛川間)及び町道勝大線(坂下・牛川間)の歩道設置
- ⑥ 新鶴インターのアクセス道路の拡幅整備(旧宮川橋架け替え含む)

【建設部】

① 今後とも会津美里町並びに会津宮川土地改良区と協議をして、随時改良工事を実施します。

- ② 冠水対策は、平成22年度までに実施される「県営かんがい排水事業会津宮川地区」改修計画の中で対応予定なので、ご理解願います。
- ③ 現地確認の上、重要な箇所から堆砂を撤去します。
- ④ 交通量、危険度等を考慮し、優先順位をつけて整備します。
- ⑤ 現在の交通量からして、周辺道路の拡幅については時期尚早と考えています。

【政策財務部長】

⑥ 平成20年度に、上金沢からのアクセス道路については、県道拡幅工事とあわせて拡幅整備する予定と聞いています。



八幡地区要望
遠藤 信之氏(塔寺)



川西地区要望
鈴木 廣記氏(津尻)



広瀬地区要望
池田 忠一氏(御池田)

JR踏切の改修について(継続)

次のJR踏切の改修を要望する。

- ① 沖踏切 ② 若宮(金沢)踏切

【建設部】

JR踏切の改修については、今後とも関係機関と協議を進めていきます。

農業集落排水事業について(新規)

若宮地区への農業集落排水事業の計画を要望する。

【建設部】

町としての整備計画はあるが、全地区の整備には期間を要するため、当面合併浄化槽整備事業により対応願いたい。

金上地区要望

新宮川の浚渫及び夏草の刈払いについて(新規・継続)

- ① 新開津橋上・下流の土砂撤去等工事を要望する。

- ② 新宮川河川の宮古橋から細工名橋左岸堤防の夏草早期刈払いを要望する。

【建設部】

① 今年度も本町並びに氷玉川・宮川流域整備促進期成同盟会の重点箇所として、引き続き県に対して要望します。

- ② 刈払いは、県に要望します。

上開津上部の高速道路防音対策について(継続)

防音対策の実施を要望する。

【政策財務部】

再度騒音調査を実施して、今後とも騒音防止策を講ずるよう要望していきます。

交通量の増加による事故防止のための歩道設置について(新規)

- ① 阿賀川農免道路(太田谷地〜国道49号まで)の歩道設置を要望する。

- ② 町道「村田・下新田線」の道路補修を要望する。

【建設部】

① 歩道設置のための用地スペース並びに工事費・支障物件等について調査を進めます。

- ② 優先順位により補修整備を進めていきます。

広瀬地区要望

通園・通学路の安全確保について(継続)

町道「宇内・沼越線」の東河原入口までの歩道延長と、町道「広瀬小学校前線」の歩道整備を要望する。

【建設部】

財政当局と協議をしていきます。

町道に架かる橋梁の整備について(継続)

町道坂下・青津線「幸橋」の架け替えと、

町道宇内・青津線「丈助橋」の拡幅を要望する。

【建設部】

橋梁架け替え事業は、国・県の補助事業としての採択基準が厳しく、当面は困難な状況です。

町道「阿賀川線」及び町道「宇内・沼越線」防雪柵の設置について(新規)

町道「阿賀川線」の全線及び町道「宇内・沼越線」の青木から沼越間に防雪柵の設置を要望する。

【建設部】

防雪柵の新規路線設置については、現時点では困難です。

川西地区要望

県道「熱塩加納・会津坂下線」道路改良工事の早期促進について(新規)

大上地内の融雪設備及び津尻、真木間の歩道の設置を要望する。また、県道沿いの草刈を要望する。

【建設部】

消雪装置の整備を含めた道路改良事業は、今後とも町の重点要望地区として県に強く要望していきます。

町道「袋原線」防雪柵設置について(継続)

町道「袋原線」の防雪柵設置を要望する。



高寺地区要望
鈴木 泰男氏(本名)

町駐在員表彰
(駐在員として5年以上在職)

- 前 羽林区長 谷澤 慎昭
- 前 新村区長 石井 壽美
- 前 洲走区長 田部 栄一

退任される地区会長へ
感謝状贈呈

- 前 坂下地区自治会長会長 荒井 裕一
- 前 若宮地区区長会長 坂内 忠江
- 前 金上地区区長会長 若木 博泰
- 前 広瀬地区区長会長 五十嵐正一
- 前 川西地区区長会長 上野 征男
- 前 八幡地区区長会長 渡部 司

【建設部】
現在、防雪柵を設置している路線は、南北の1・2級幹線道路です。新規路線設置については、現在の状況からして困難です。

農業集落排水の未整備地区の解消について(継続)

長井区の農業集落排水整備事業の早期実施を要望する。

【建設部】

長井地区農業集落排水事業は、昨年度、福島県単独調査設計事業として計画策定を実施しました。本年度は、公共事業評価委員会等関係機関の手続きを進め、事業採択に向けた作業を行う予定です。

八幡地区要望

水無川(気多宮地区・塔寺地区)の改修について(継続)

気多宮地区内の水無川は、側壁もなく蛇行水路となっていて、塔寺地区内の川底に砂利が蓄積している。早急な改修工事と浚渫工事の実施を要望する。

【建設部】

水無川河川改修工事は、塔寺・気多宮地区街なみ環境整備事業で、上の山堤の取水口から約200mの整備を検討していきます。上流については、関係機関と現地踏査し、整備手法について検討します。

【建設部】
県道「赤留・塔寺線」の早期完成について(継続)

県道赤留・塔寺線の塔寺・杉区間の早期完成は、町の最重要箇所として県に要望したとの事ですが、再度、早急な全線開通を強く要望する。

【建設部】

昨年度は、県の財政事情により中止となった路線です。工事再開と早期完成を県に要望していきます。

【建設部】
県道「会津坂下・山都線」の塔寺二区入口付近の歩道設置について(新規)

国道49号の塔寺入口信号機から塔寺二区の間歩道の歩道設置を要望する。

【建設部】

この区間だけが歩道設置されていない区間なので、町の重点要望箇所として県に整備促進を要望していきます。

高寺地区要望

地区内の主要県道3路線集落内の消雪施設の設置について(継続)

次の区間の消雪施設の早期設置を要望する。

- ① 県道上郷線(津、窪倉集落内)
- ② 県道別・舟渡線(片門小学校から片門橋間)(天屋、本名集落内)
- ③ 県道山都・柳津線(杉山集落内)

【建設部】

今年度も、消雪施設の設置を県に強く要望していきます。

【建設部】
仮称「町道 坂本・西羽賀線」の建設促進と只見川農免農道の建設促進について(継続)

高速道路・大規模林道へのアクセス道路としての所期の目的が達成できませんよう、国道49号までの建設促進を要望する。あわせて農免農道の通学・通勤供用部分について、歩道の整備促進を要望する。

【建設部】

国道49号までの道路整備促進は、地元の皆様並びに只見川農免農道建設促進協議会とともに検討を進めていきます。また、歩道の設置は、地元の皆様と協議をして検討していきます。

【建設部】
只見川河川敷堤防の整備について(継続)

只見川流域の片門・舟渡・洲走地区に構築されている堤防に、近年、雑草、つる草、柳等が繁茂し、生活環境、景観上良くななく、また、農作物等に悪影響を及ぼす害虫の繁殖場所にもなっているため、早急な対策を要望する。

【建設部】

引き続き、県に対して町の重点事業として要望していきます。



子供たちの未来のために 対話を通じて、町民が主役の元気なまちづくり

三期目の就任にあたり

この度の統一地方選挙で、無投票ではありましたが町民のご審判をいただき、今後四年間、また町政をお預かりすることになりました。素晴らしい会津坂下町にしたい、町民の皆様の喜ぶ顔が見たい、今はその思いでいっぱいです。

いま、地方自治体は、少子高齢化への対応、活力ある地域づくりの推進、持続可能な財政運営など、増大、多様化する行政需要に適切に対応することが強く求められてきています。これまでのように行政が町民に対し

てなんでもできる時代ではなく、町民と行政が協働し、創意工夫を凝らしながら、お互いに何ができるのか、何をすべきなのかを提案しながら、協働のまちづくりを推進していかなければなりません。

私は、三期目の町政執行にあたり、「はな咲く ばんげ いにしえ街道 く人・まち・夢をつなぎます」を基本目標として、第四次振興計画のまちづくりの理念である

- ① 夢と希望と愛着をもてる町にしたい
- ② 子供からお年寄りまで笑顔が輝き安心して暮らせる

町にしたい

- ③ 人や文化が集い賑わう人情豊かな心のふるさとにしたい
- ④ 感性や個性を活かした教育によってフロンティア精神を持った人や文化を育てていきたい
- ⑤ 人と人、人と自然のつながりを大切にしたい日本一豊かな美しい田舎町にしたい
- ⑥ 豊かな地域文化を継承し、街道の宿場町としての発展の歴史を未来に活かしたい
- ⑦ 地域の資源を組み合わせて、次代につながる産業を育てたい

を実現して参ります。

また、公約として掲げました「農業の振興」「商工業の活性化」「少子化の解消」「町民の健康対策」「教育の再生」「公共事業の実施」「行政改革の推進」「財政改革と再生」等を最重点項目と位置付け、町民の皆様がいきいきと生活し、輝き、安心して暮らせる町の実現に向けて、これから四年間、職員と一丸となって全力で取り組んで参ります。

町民の皆様のご支援、ご協力を心からお願ひ申し上げます。就任の挨拶といたします。

竹内 暲俊 町長が3期目の初登庁

会津坂下町長選挙において無投票当選した竹内町長が5月1日午前8時30分に、町民や町職員が出迎える中、3期目の登庁をしました。その後、就任式が行われ、3期目の竹内町政がスタートしました。

安全に暮らすために

自宅を調べてみませんか？

木造住宅耐震診断者派遣事業



耐震診断状況
(基礎の状況を調べているところ)

新潟中越地震や能登半島地震のように多数の家屋が倒壊し被災しています。町は、そのような状況を少しでも減らすため、耐震診断事業を開始することとしました。住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的に実施します。

▼ 対象住宅は、会津坂下町に在り下記の要件に全て該当するものです。

- ① 所有者が自ら居住する住宅
- ② 昭和56年以前に建築された住宅
- ③ 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- ④ 過去に、耐震診断を受けていない住宅

▼ 診断方法は、町に診断者派遣の申請をし、町が耐震診断者へ委託をするものとします。
※個人が直接委託はできません。

▼ 診断費用は、国県の補助を受け町が負担します。ただし、消費税相当分6,000円は個人で負担していただきます。

民間住宅アスベスト対策事業



天井裏断熱のための吹き付けアスベストの状況

アスベストは、「石綿」ともいわれ耐熱性、防音吸音性、耐薬品性、電気絶縁性に優れ、しかも安価なことから、建設資材等に使用されてきました。しかし、近年、アスベストが人の健康に悪影響を与えることがわかり、飛散や含有の状況を調査し対策が進められています。

町では、民間の住宅を対象にアスベスト対策を促進し居住の安全と安心を確保するため実施します。

▼ 対象住宅は、会津坂下町内に在り平成元年以前に吹き付けアスベストと疑われるものが施工されている専用住宅、併用住宅及びそれらに附属した建築物と工作物とします。

▼ 調査方法は、町に補助金の交付申請をし、所有者が調査分析機関に直接委託するものとします。

▼ 調査費用は、105,000円程度です。
町からの補助は、費用の2/3以内かつ、70,000円以内の額とします。

▼受付期間 【各事業共通】 平成19年5月15日(火)～7月17日(火)
(土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分)

※ 詳細は、町ホームページに掲載しています。「会津坂下町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱」及び「会津坂下町民間住宅アスベスト対策事業実施要綱」をご覧ください。

▼申し込み・問い合わせ先：会津坂下町役場建設部 都市住宅班 TEL 84-1506
ホームページアドレス：<http://www.town.aizubange.fukushima.jp>

税源移譲により

所得税額と町県民税額が変わります

地方分権を進めるため、国税（所得税）から地方税（町県民税）へ税源が移し替えられます（3兆円の税源移譲）。この税源移譲によって、所得税は今までより安くなり、町県民税は高くなりますが、所得税と町県民税をあわせた全体の税負担額は変わりません。

なお、税額の変更は、下記のとおり、所得の区分によって時期が異なります。

【自営業者の場合】

所得税は……平成20年2～3月に確定申告で納税する分から減り、

（※平成19年分の事業所得に対する課税分から減るためです。）

町県民税は…平成19年6月に納税通知書で納税する分から増える。

【給与所得者の場合】

所得税は……平成19年1月の給与から源泉徴収される分から減り、

町県民税は…平成19年6月の給与から源泉徴収される分から増える。

【年金受給者の場合】

所得税は……平成19年2月の年金から源泉徴収される分から減り、

町県民税は…平成19年6月の納税通知書で納税する分から増える。

注意：全体の税負担額が変わる場合があります

町県民税の税率は一律10%になりますが、所得税の税率は、5%→10%→20%→23%→33%→40%と細分化されます。このことにより、所得の変化で税率が変わり、実際の負担額が変わる場合があります。

また、所得税の定率減税措置の廃止により税負担額が増えます。

税源移譲による所得税・町県民税の税額比較表

（単位：円）

世帯	給与収入	税源移譲前の税額			税源移譲後の税額 （平成19年度以降）			差額
		所得税	町県民税	合計	所得税	町県民税	合計	
夫婦 + 子2人 の世帯	3,000,000	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
	5,000,000	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0
	7,000,000	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0
	10,000,000	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	0

※ 夫婦+子2人の場合、子ども（大学生1人と中学生1人）と妻を扶養している夫の税額です。

※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※ 自営業者は、事業収入から経費を控除し、最終的な課税所得に税率を乗じて所得税及び町県民税を算定しますが、給与所得者と同様、税源移譲により個人の税負担額は変わることはありません。

▼問い合わせ先 会津坂下町役場 税務管理班（民税）1階右側 TEL 84-1502

平成19年度

農作業標準賃金協定額

会津坂下町の農作業賃金は、町内各農業関係機関団体と協議の上、下記のとおり標準賃金を決めました。

会津坂下町農業委員会



(消費税込みの料金となります)

作業種類	単位	標準協定額	備考
田 耕 起	10a	※ 4,200円	
畑 耕 起	10a	※ 4,200円	2回耕起の場合は6,300円
水田転作田耕起	10a	※ 6,300円	1回耕起の場合は4,200円
代 か き (植代返)	10a	※ 6,300円	
く ろ つ け	10m	525円	
育 苗	1箱	完成苗 630円	
		発芽苗 420円	
直 播 (点播・条播)	10a	4,200円	種もみ代(コーティング含む)は委託者もち
苗 運 搬	10箱	525円	
機 械 田 植	10a	※ 5,250円	側条施肥は、1,050円増し
一 般 農 作 業	1時間	800円	不課税
機 械 防 除 散 布	10a	※ 1,050円	肥料単品につき(農薬資材は委託者もち)
畦 畔 草 刈 り	10㎡	525円	草の処分は委託者が行う
コンバイン(刈り取り)	10a	※ 17,850円	倒伏田・特殊田は当事者協議のこと
刎 運 搬	10a	2,100円	
刎 乾 燥 調 製	60kg当り	1,365円	刎殻処理等を含む
麦	刈り取り	10a	10,500円
	乾燥・調製	1kg当り	21円
	運 搬	10kg当り	105円
そば刈り取り	10a	6,300円	乾燥・調製については麦に準ずる
大豆刈り取り	10a	10,500円	
精 米	30kg当り	500円	

- ※印の作業において、10a以下の圃場については、10%増しとする。
- コンバインによる倒伏田の料金については、倒伏率分を増額するものとする。
(例：倒伏率10%＝10%増し ・ 倒伏率30%＝30%増し ・ 倒伏率100%＝100%増し)
- 圃場条件や労働能力に差異があって、標準料金によりがたい場合は、当事者間で適宜調整してください。
- 調整水田の田植・刈り取り作業については、作付け面積の料金とする。

▼問い合わせ先 会津坂下町農業委員会事務局(町役場産業部農林振興班内) TEL 84-1534

国保の自己負担割合

年 齢	負 担 割 合
0歳～6歳（小学校入学前）	0割（自己負担はありません）
6歳（小学校入学後）～69歳	3割（妊産婦【注1】は0割）
70歳以上	1割（一定所得者【注2】は3割）

【注1】 妊産婦が4か月（第12週）になった月から出産した月までの期間

【注2】 同一世帯に課税所得が145万円以上の国保被保険者（70歳以上または、老人保健で医療を受ける人に限る）がいる人。ただし、その該当者が2人以上で収入合計が520万円未満、1人で収入が383万円未満の場合、申請により1割負担となります。

平成19年度 国保税 2割軽減の申請について

国保税は平成19年4月1日を基準として算定します。算定においては、所得割額・資産割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額を合算して決定しますが、下記の条件に該当する場合は、被保険者均等割額と世帯別平等割額が2割軽減となります。

該当すると思われる方は、忘れずに生活部保険年金班まで、印鑑を持って申請してください。

※ 申請がない場合は、2割軽減の対象とはなりませんのでご注意ください。所得のない方でも「所得なし」の申請をしないと軽減の対象となりません。

2割軽減の要件

世帯の国保加入者全員の総所得金額 ≤ 350,000円 × 被保険者数
+ 330,000円（基礎控除）

※ なお、擬制世帯主（国保に加入していない世帯主）については、総所得金額の算出には含みますが、被保険者数には含みません。

【該当する計算例】

被保険者数	総所得金額	軽減される額 （平成18年度の場合）
1名	680,000円以下	10,200円
2名	1,030,000円以下	14,400円
3名	1,380,000円以下	18,600円

▼申請期限 平成19年6月13日（水）まで

※不明な点があれば、生活部保険年金班まで問い合わせください。

会社の健康保険に加入した方は届出が必要です

新しく会社の健康保険に加入した方（扶養に入った方）は、必ず職場保険年金班への国保脱退の届出が必要です。届出をしないと国保税が正しく計算されません。下記のものを持参して届出してください。

なお、届出はご家族の方でも構いません。

【持参するもの】

・会社からもらった健康保険証 ・国保の保険証 ・印鑑

すこやか



国保の給付

病院などの窓口で保険証などを提示すれば、年齢などに応じた自己負担割合（左上の表）を支払うだけで、次のような医療を受けることができます。

- 1 診察
- 2 治療
- 3 薬や注射などの処置
- 4 入院および看護
- 5 在宅療養および看護
- 6 訪問看護

●問い合わせ先

会津坂下町役場生活部
保険年金班 TEL 84-1501

戸籍の窓口

3/21~4/20届出分

お誕生おめでとう

古坂下 高橋 征 弥 (圭介)
桜木町 伊藤 千 (隆二)
新栄町 飯塚 駿 太 (祐司)
新栄町 三浦 史 暖 (直樹)
中開津 芥川 七 海 (強)
勝方 佐々木 魁 星 (剛)
緑町 二瓶 愛 羽 (研朗)
緑町 二瓶 夢 羽 (研朗)

町の人口と世帯

(4月1日現在)

人口17,982人 (-63)
男8,596人 (-43)
女9,386人 (-20)
世帯数5,396戸 (+7)

ごめい福をお祈りします (敬称略)

杉 桑 原 榮市郎 (79歳)
牛 沢 磯 目 恒 雄 (78歳)
細工名 谷 津 セイ子 (73歳)
鉄砲町 島 津 スジェ (90歳)
中開津 佐藤 ユキ (87歳)
立川 芳 賀 ノブ (82歳)
金上 成田 富 雄 (80歳)
気多宮 田 辺 洋子 (79歳)
緑町 田 巻 トメノ (84歳)
青津 小池 イフ (88歳)
桜木町 宮田 キミ (83歳)
新開津 石田 稔 (74歳)
茶屋町 鈴木 アイ (84歳)
新村 石井 フシミ (90歳)
新町 佐藤 朋井 (85歳)
津尻 高畑 輝博 (86歳)
海老沢 荒明 誠一 (83歳)
長井 田中 喜代美 (97歳)
西青津 齋藤 矩正 (81歳)

※戸籍の窓口に掲載を希望されない方は「戸籍の届書」を提出する際に戸籍の担当に申し出てください。



会津ボーイズ 選手募集!



会津ボーイズは BOYSLEAGUE (ボーイズリーグ) に所属する小・中学生の硬式野球チームです。

BOYSLEAGUE は全国でチーム数700、選手約18,000人が加盟する日本最大の硬式野球組織で、甲子園やプロ野球で多くの卒団生が活躍しています。

クラブの理念・設立の目的は、日本の将来を担う子供たちの野球への興味・関心を深め、さらに高校での競技者として十分活躍できる技術の向上と健全な心身の育成、発達を図ることです。

▼対象者 小学5年~中学3年生

▼練習日 (5月)

毎週火曜日 坂下小学校校庭(ナイター) 午後7時~9時
毎週木曜日 坂下一中体育館(室内練習) 午後7時~9時
毎週土・日曜日 高寺運動場(ホームグラウンド)
午後1時~4時

▼会費 入団金10,000円(入団時のみ)

【中学生】 年会費10,000円 月会費5,000円

【小学生】 年会費 5,000円 月会費3,000円

※ 入団前に体験入団も受付けていますので、希望者は事前にご連絡ください。

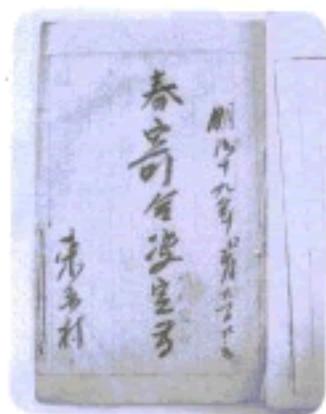
▼問い合わせ先

会津ボーイズ 代表 陽田博之

TEL 0242-23-9517 携帯 090-2981-6974

メールアドレス aizuboy@nifty.com

ホームページ <http://homepage2.nifty.com/aizuboy/>



『明治19年旧正月 東原村 春寄り合い決定書』

『春寄り合い決定』

第48号

一、諸勤化・物貰い、一切差出サズ候様決定候事、若シ心得違イニテ差出ス者見届ケ候ハバ違約料トシテ一度ニ速村送り一日相勤メ候様決定ス。

二、村内ニ入ル給・菓子売りヨリ一切買イ取り致サズ様決定ス、若シ心得違イニテ買取候者保証人有之候ハバ違約金トシテ金七銭村中へ直チニ差出シ申スべく候事

三、婚礼・日待子、総テ振舞ノ節ハ引キ肴・吸イ物一切致サズ候筈、時節ノ野菜ヲ以テ振舞致スべく候、若シ心得違イニテ賄致シ候ハバ自家へ持参致サヌ様
心得違イニテ、吸イ物・引キ肴等振舞致シ候ハバ、村中一統ノ等級繰上げ凡テ諸上納致ス候筈

この三つの条項は、東原村が明治十九年の春の寄り合いで決定したもので、末尾には三十八人の署名捺印があります。この他にもいくつかの取り決めがありますが省略します。

一、は諸勤化や物貰いには一切金品を与えてはならないという取り決め

二、は給・菓子売りなどからものを買ってはならないという決まり

三、は振舞の際、引き肴、吸い物は一切しないという決定です。

前々回の「編さんだより」で戦後の八幡村の新生活運動を取り上げましたが、今回は明治時代の新生活運動の取り決めです。特徴的なことは罰則が非常に厳しくなっていることです。罰金や一日限りの村からの追放、村中の税金の請負などがあります。ところで、このような春寄り合いの決定事項違反を村の誰が追及し、実行を迫ったのでしょうか、恐らくは村の若衆組だったとおもいます。当時は若衆は村の検断権も持っていました。

それにしても百年も前の文書を残しておいてくれた先輩の律儀さに感謝したいものです。

古川 利意

しあわせ食卓

春を感じる料理

くきたちの苦味が気にならない

「くきたちの炒め物」

作り方

- ①くきたちを固めにゆでる。ゆでたら、2cm位に切る。
- ②にんじんは細めの拍子木に切って、軟らかくゆでる。
- ③さつま揚げは縦半分に切ってから、5mm位の厚さに切る。
- ④しいたけは厚さ5mm位に切る。
- ⑤フライパンを中火で熱して、ごま油を入れる。①②③を一緒に加え、さっと炒め、鶏がらスープの素と塩を入れる。油がまわったところで、④のしいたけを加える。しいたけがしんなりしたらできあがり。

【1人分】

エネルギー	109kcal
カルシウム	118 mg
食物繊維	4 g

会津坂下町保健推進員会

材 料 (4人分)

くきたち	300 g	鶏がらスープの素	
にんじん	1/2本		小さじ2
さつま揚げ	1枚	ごま油	大さじ2
しいたけ	6個	塩	少々

成人式実行委員を募集します

“一生に一度”の成人式を心に残る成人式に…
仲間とともに創ってみませんか？



町では、今年も8月15日に夏の成人式を開催します。
新成人の手による有意義な式典とするため、皆さんの意見を取り入れた式の企画・運営等に協力していただける実行委員を募集します。

▼該当者は、会津坂下町に在住、あるいは会津坂下町出身で、『昭和61年4月2日～昭和62年4月1日生まれの方』です。

※参加希望の方は申し込みください。

▼募集人数 先着10名程度

▼申し込み期限 平成19年5月31日(木)まで

▼申し込み先

会津坂下町教育部 生涯学習班 (中央公民館内)

▼申し込み方法

①本人が来館 (直接申し込み)

②電話の場合 TEL 83-3010

③Fax の場合 FAX 83-4498

④Eメールの場合

cyuou@town.aizubange.fukushima.jp

※③、④の場合は、氏名・住所・生年月日・連絡先電話番号を明記してください。

▼問い合わせ先

会津坂下町教育部 生涯学習班 TEL 83-3010

お座敷列車「ふるさと号」で行く 『会津坂下駅長号』参加者募集中！

●只見線活性化対策協議会

カラオケを設備したお座敷列車で男鹿半島と庄内地方の歴史と文化に触れる2泊3日の旅です。ぜひご参加ください。

▼日 程 平成19年6月22日(金)～6月24日(日)

▼募集人員 90名

※詳しくは問い合わせください。

▼問い合わせ先 J R会津坂下駅 TEL 82-3972

募 集

町職員(大学卒・短大卒程度)募集 採用候補者試験を行います

平成20年度町職員(大学卒・短大卒程度)採用候補者試験を行います。

▼試験職種 一般事務(大学卒・短大卒程度)

▼採用予定人員 一般事務 若干名

▼受験資格(一般事務)

昭和56年4月2日以降に生まれた者で、大学または、短大を卒業または、平成20年3月に卒業見込みの者。

高校卒程度の受付け案内は7月号に掲載を予定しています。

▼受付期間 平成19年5月24日(木)～6月29日(金)
(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分まで

▼試験期日 平成19年7月29日(日)

受付時間 午前9時～9時30分

開始時間 午前10時～正午(一般事務 教養試験)

▼試験会場

福島県自治会館

(福島市中町8番2号 TEL 024-523-0131)

※申し込み用紙は、町役場総務部行政管理班で交付します。

▼問い合わせ先

会津坂下町役場総務部 行政管理班 TEL 84-1503

第2回花いっぱいコンクール出展者募集

環境美化に対する関心・意欲を高め、きれいな地域づくりを促進することを目的に花いっぱいコンクールを開催します。ぜひ申し込みください。

▼対 象 町内の学校、団体、職場、個人

▼応募規定 申込書に必要事項を記入の上、花の写真を添えて最寄りの公民館に申し込みください。
(申込書は各地区公民館に用意してあります。)

▼応募期限 平成19年7月31日(火)まで

▼審 査 8月～9月に現地審査を行い、写真と申込書を参考に審査し、入賞を決めます。個人については、現地審査を行わず、写真と申込書で審査をします。

▼部 門 団体の部、職場の部、学校の部、個人の部に分けて審査します。

▼参加費 無 料

▼主 催 会津坂下町花いっぱい推進委員会/
会津坂下町/会津坂下町教育委員会

▼問い合わせ先 会津坂下町中央公民館 TEL 83-3010

平成20年 歌会始のお題及び詠進歌

募 集

1. 平成20年歌会始のお題 「火」と定められました。

注)「火」には例えば、ともしび(灯火)・ほむら(火群)・ほなか(火中)などの用例がありますが、必ず「火」の文字を使用してください。

2. 詠進歌の詠進要領

① 詠進歌は、お題を読み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

② 書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください。(図参照)

無職の場合は、「無職」と書いてください。(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください)

なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

職	生	氏	電	住	〒	(山	お
業	年	名	話	所		折	題
	月	か	番			り	「火
	日	き	号				」

③ 用紙は、半紙とし、毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意とし、毛筆でなくとも差し支えありません。

④ 病院または、身体障がいのため毛筆にて自書することができない場合は次によることができます。

ア 代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてくださ

い。

イ 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ 視覚障がいの方は、点字で詠進しても差し支えありません。

3. 注意事項 次の場合には、詠進歌は失格となります。

- お題を読み込んでいない場合
- 一人で二首以上詠進した場合
- 詠進歌が既に発表された短歌と同一または、著しく類似した短歌である場合
- 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合
- 2の④に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
- 住所、氏名、生年月日、職業を書いていないもの、その他この詠進要領によらない場合

4. 詠進の期間

お題発表の日から9月30日までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。

5. 郵便のあて先

「〒100-8111 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

6. 疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページをご参照ください。

<http://www.kunaicho.go.jp/12/d12-08.html>

フロン回収・破壊法が改正されました

昨年6月にフロン回収・破壊法が改正されましたので、ご協力をお願いします。施行は平成19年10月1日です。詳しくは環境省ホームページまたは、下記に問い合わせください。

▼問い合わせ先

○福島県 生活環境部環境保全領域

TEL 024-521-7261

○環境省 地球環境局 環境保全対策課

フロン等対策推進室 TEL 03-3581-3351 (代表)

○環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei/index.html>

案 内

5月の映画連続上映会

▼1回日上映 平成19年5月16日(水) 午後7時～
映 画 「ホテル・ルワンダ」

▼2回日上映 平成19年5月29日(火) 午後7時～
映 画 「喜びも悲しみも幾歳月」

▼場 所 光照寺(茶屋町、町役場うら)

▼入場料 無 料

▼共 催 チェルノブイリ子ども基金あいづ
いのち平和まもり隊ばんげ

▼問い合わせ先 83-2770 (和田)

飼い主の皆さんルールを守って

地域の迷惑にならないように、飼い主としての責任を果たしましょう。

- ▼犬の登録をしていますか？
 - ▼放し飼いになっていませんか？
 - ▼毎年、予防注射を受けていますか？
 - ▼しつけをされていますか？
 - ▼散歩のマナー（フンの後始末など）を守っていますか？
- ※ルールを守らなければ、狂犬病予防法及び条例により罰せられます。



▼問い合わせ先

会津坂下町役場生活部 戸籍環境班 TEL 84-1500

飼い犬のしつけ方教室を開催します

これから犬を飼いたい方、現在飼っている犬をしつけたいと思っている方、飼い犬のしつけ方教室を開催します。実技講習では、飼い犬と一緒に実習しますので、この機会に参加してみませんか？

▼平成19年 飼い犬のしつけ方教室開催日程

	学科講習	実技講習
第1回	6月20日(水)	6月28日(木)
第2回	7月25日(水)	※
第3回	9月19日(水)	9月26日(水)
第4回	11月7日(水)	11月14日(水)

▼時間 午後1時30分～3時30分【学科・実技】

▼場所

【第1・3・4回】

会津保健福祉事務所 会議室
(会津若松市追手町7-40)

【第2回】※学科のみの講習となります。

会津保健福祉事務所 会津坂下支所 会議室

▼対象

- 学科講習：犬を飼っている方、これから犬を飼いたい方
各回定員30名（定員になり次第締め切り）
- 実技講習：学科講習受講者のうち希望者とその飼い犬
各回10家族10頭
(1家族2名まで、定員になり次第締め切り)

▼内容

- 学科講習：飼い主だけで、講義（座学）を行います。
 - ・犬の飼い方とマナー・犬の習性としつけ方
 - ・犬の健康管理
- 実技講習：飼い犬を伴って実習します。

▼申し込み・問い合わせ先

福島県会津保健福祉事務所
衛生推進グループ 食品衛生チーム TEL 29-5517



案内



犬の登録と狂犬病予防注射を実施します！

平成19年度の犬の登録と狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。該当する飼い主さんは最寄りの会場で受けてください。

登録の種類	費用	受付方法
町に登録されている犬	1頭につき3,100円 〔集合注射料2,550円 +注射済票550円〕	個人通知書及び問診票を送付しますので、記入の上、必ず持参してください。
新たに登録される犬	1頭につき6,100円 〔登録料3,000円+集合注射料2,550円+注射済票550円〕	会場に用意してある申請書に記入していただきますので、早めにおいでください。

◇今年度から問診票の提出が必要となります。

犬の登録をされている方には通知文書に問診票を同封しますので、記入の上、ご持参ください。

◇つり銭のないようご用意ください。

▼平成19年 狂犬病予防注射日程表（集合注射）

期日	場所	時間
5月17日 (木)	高寺公民館	午前9:30～10:05
	坂本コミュニティセンター	午前10:20～10:35
	八幡公民館	午前10:50～11:20
	若宮公民館	午後1:10～1:50
	金上公民館	午後2:05～2:45
5月18日 (金)	長井会館	午前9:30～9:45
	川西公民館	午前10:00～10:20
	広瀬公民館	午前10:35～11:20
	健康管理センター	午後1:10～2:30

▼注意事項

- 犬を扱いた人が連れてきてください。
- 引き綱は短く持ち、犬の突発的行動に対処できるようにしてください。
- 首輪は必ず付け、注射時はなさないでください。
- かみつき癖のある犬には、口輪をつけてください。
- 当日の注射は健康な犬に限らせていただきます。
- フンを始末する道具を必ず持ってきてください。

※飼い犬が死亡したときは、会津坂下町生活部戸籍環境班までご連絡ください。

▼問い合わせ先

会津坂下町役場生活部 戸籍環境班 TEL 84-1500

5月31日(木)は自動車税の納期限です

納税通知書が届きましたら、お早めに最寄りの銀行、農協等で納めてください。自動車税は、毎年4月1日現在で車を所有している人に課税されます。他人に譲ったりして、実際に使用していない自動車でも、名義変更や抹消の手続きをしていないと、4月1日現在の名義人に課税されることになります。

また、自動車税を納めたときの領収書には、自動車の継続審査用(車検用)の納税証明書がついていますので、車検証と一緒に大切に保管してください。

▼普通自動車税(県税)については、窓口取り扱いの延長や休日納税窓口を行いますので、ご利用ください。

○県税窓口取り扱い時間延長

日時 平成19年5月28日(月)～5月31日(木)
午後7時30分まで延長

場所 会津地方振興局県税部窓口

○休日納税窓口

日時 平成19年5月26日(土)・27日(日)
午前9時～午後4時

場所 会津地方振興局県税部窓口
喜多方市保健センター窓口

- 障がいを持つ方は手続きを -
自動車税の減免申請について

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳等を持っている方が所有する軽自動車税については、障がいの程度など一定の条件により、減免申請の手続きをすることによって、軽自動車税が減免されます。納期限の7日前【5月24日(木)】までに申請をしてください。

※自動車税(県税)の減免に関することは、県へ問い合わせください。

▼申請手続き(持参するもの)

○町で手続きできるもの(軽自動車税)

①身体障害者手帳 ②運転免許証 ③印鑑

○県(合同庁舎)で手続きできるもの(普通自動車税)

①身体障害者手帳 ②運転免許証 ③車検証 ④印鑑
⑤身体障がい者等のために運転する旨の証明書

《家族が運転する場合のみ(町役場生活部保健福祉班)》

※身体障がい者等の減免は、自動車・軽自動車のいずれか1台となります。不明な点については、下記に問い合わせください。

区分	車の種類	問い合わせ先
町税	・軽自動車 ・二輪の小型自動車 ・原動機付自転車 ・小型特殊自動車	会津坂下町役場 税務管理班 (1階右側) TEL 84-1502
県税	・普通自動車 ・大型自動車等 (トラック・バス等)	会津地方振興局県税部 課税第二グループ TEL 29-5261

案内

卸売・小売業の皆さんへ
平成19年度商業統計調査にご協力ください

卸売業、小売業の皆さん平成19年度商業統計調査へのご協力をお願いします。商業統計調査は、全国のすべての商業事業所を対象とする調査で、5年ごとに本調査を行っています。調査の結果は、商業施策のための基礎資料として幅広く利用されます。



調査基準日は、平成19年6月1日です。調査員が訪問しますので、よろしくをお願いします。

▼問い合わせ先

会津坂下町役場政策財務部 政策企画班 TEL 84-1504

住宅のバリアフリー改修に伴う
固定資産税の減額措置について

平成19年1月1日現在、存在する住宅について、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修を行うと、下記の要件により翌年度税額の3分の1が減額されます。(100㎡までを限度)

▼要件

○次のいずれかの者が居住する既存の住宅(賃貸住宅を除く)

- ①65歳以上の者
- ②要介護認定または、要支援認定を受けている者
- ③障がい者

○次の工事で、補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの

- ①廊下の拡幅 ②階段勾配の緩和 ③浴室の改良
- ④便所の改良 ⑤手すりの取り付け
- ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取り替え
- ⑧床表面の滑り止め化

※ 既存の住宅の工事部分が対象となりますので、増築や新築は該当しません。また、購入だけで自己で取り付けたものも対象外となります。該当する工事内容の詳細については問い合わせください。

▼手続き

○改修後、3か月以内に工事明細書や写真等の関係書類を添付して、税務管理班へ申告してください。

○工事内容等を書類で確認した後、必要に応じて現地確認を行います。

▼問い合わせ先

会津坂下町役場 税務管理班(固定資産)1階右側
TEL 84-1502(内線225)

下水道についてのお願い

① 平成19年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金が変更になりました

平成19年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、先の「広報あいづばんげ3月10日号№511」でお知らせしましたが、この度、補助基準額の見直しにより下記のとおり変更になりましたのでお知らせします。

なお、本補助金は平成19年度予算の範囲内で交付しますので、合併処理浄化槽設置を計画されている方は、早めに申請してください。

▼補助金交付額

建物の延面積	浄化槽の規模	補助金額
130㎡以下	5人槽	352,000円
130㎡を超えるもの	7人槽	441,000円
2世帯住宅等	10人槽	588,000円

▼補助対象にならない区域

○公共下水道事業認可区域

坂下西処理区、坂下東処理区

○農業集落排水施設整備事業実施区域

窪倉処理区、合川処理区、八日沢処理区、津尻区（真木・津尻処理区）

▼補助対象の要件

○合併処理浄化槽（単独処理浄化槽からの変更も可）

○10人槽以下の浄化槽

（建築基準法に基づく人槽計算による）

○全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録された浄化槽

② 下水道（公共下水道・農業集落排水施設）へ接続してください

町では、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業、農業集落排水施設整備事業及び合併処理浄化槽設置整備事業を行っています。

公共下水道事業では、平成19年4月より新たに新町、古坂下、桜木町、羽林区の一部が供用開始となりました。

また、農業集落排水施設整備事業では、八日沢処理区（八日沢・見明・大上・宇内）のほとんどの地域で使用することができます。

供用開始区域内の皆様におかれましては、下水道の役割と目的をご理解いただき、早期の接続をお願いします。

※ 供用開始後1年以内に接続すると1万8千円の補助金が交付されます。

※ 排水設備工事は、町指定店（建設業、設備工事店等）にご相談ください。指定店以外は工事ができません。

※ 不明な点は問い合わせください。

▼問い合わせ先

会津坂下町役場建設部 上下水道班 TEL 84-1531

案 内

児童手当制度の拡充について

平成19年4月から児童手当制度が拡充され、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るために、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子及び第2子について倍額し、一律1万円になりました。

▼平成19年4月からの児童手当

3歳未満の児童	一律	10,000円（月額）
3歳以上の児童	第1子	5,000円（月額）
	第2子	5,000円（月額）
	第3子以降	10,000円（月額）

※今回の制度改正による手続き等は必要ありません。

▼問い合わせ先

会津坂下町役場生活部 福祉班 TEL 84-1501

恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者の皆様へ

恩給欠格者、戦後強制抑留者、外地等からの引揚者の「ご本人」に、改めて慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方、書状等の請求をしなかった方も対象です。

▼請求期間 平成19年4月～平成21年3月31日

※ご本人が請求してください。ご遺族は請求できません。

▼請求書類等

会津坂下町役場生活部保健福祉班に用意しています。

▼問い合わせ先・請求先

独立行政法人平和祈念事業特別基金

TEL 0120-234-933

（月～金曜日、午前9時～午後5時、土・日は除く）

6月1日～6月7日は第49回水道週間です

今年のスローガン

「水道が うるおす日々の 健やかさ」

水は私たちの生活に欠かせないものです。

むだなく上手につかみましょう。

水質検査を行っています

町民の皆さんに「安全でおいしい水道水」をお届けするため、計画に基づいた水質検査を行っています。

平成19年度水質検査計画及び結果、詳細については、町役場上下水道班やホームページで閲覧できます。

▼検査機関 会津若松地方水道用水供給企業団

瀬江東微生物研究所環境分析センター

▼閲覧場所及び町ホームページアドレス

会津坂下町役場建設部 上下水道班 TEL 84-1531

<http://www.town.aizubange.fukushima.jp>

総合健診(7月実施分)と大腸がん検診の容器配付について

案内

総合健診(7月実施分)を受けてください

7月に行う総合健診の実施予定地区は下記のとおりです。健診当日は検診受診録を持参してください。対象者や料金については、『平成19年度各種健診案内』をご覧ください。
※ 検診受診録が届いても、健診当日に町外に住所を有する場合(転出等)は受診することができませんので、ご注意ください。

▼内 容 胸部検診・肺がん(喀痰)検診・基本健康診査・胃がん検診・大腸がん検診・肝炎ウイルス検査

▼受付時間 午前7時～7時40分

期 日	会 場	対象行政区
7月4日(水)	長井会館	長井・袋原
7月5日(木)	(元)坂本分校	大沢・和泉・朝立・平井
7月6日(金)	高寺公民館	窪倉・窪・舟渡・杉山
7月9日(月)	高寺公民館	片門・洲走・赤城新田・天屋・本名
7月10日(火)	若宮公民館	牛沢・蛭川・上金沢・金沢・上新田・中新田
7月11日(水)	若宮公民館	勝方・大村・極渡・水島・大江・沖・矢ノ目
7月12日(木)	広瀬公民館	青木・沼越
7月13日(金)	広瀬公民館	青津・五香・中政所
7月17日(火)	広瀬公民館	立川・御池田・三谷・和泉川原・下政所・西青津
7月18日(水)	健康管理センター	緑町・本町・羽林・中村・原
7月19日(木)	健康管理センター	小原・新栄町・柳町
7月20日(金)	健康管理センター	茶屋町・諏訪町・新富町
7月29日(日)	健康管理センター	フリー(全地区どなたでも)

大腸がん検診容器を配付します

7月に行う総合健診時に大腸がん検診容器の回収を行います。下記の日程で、事前に容器配付を行います。総合健診時に各自探便した容器を持参してください。

▼後期実施分 7月総合健診分

期 日	受付時間	会 場	対象行政区
6月25日(月)	9:30～10:30	坂本コミュニティーセンター	坂本地区(大沢・和泉・朝立・平井)
	13:30～14:00	長井会館	長井・袋原
6月26日(火)	9:30～10:30	高寺公民館	高寺地区
	13:30～14:00	若宮公民館	若宮地区
6月27日(水)	9:30～10:30	広瀬公民館	広瀬地区
	13:30～14:30	健康管理センター	緑町・本町・小原・新栄町・茶屋町・柳町・諏訪町・新富町・羽林・中村
6月26日(火)	7:30～8:30	健康管理センター	全地区どなたでも
6月28日(木)	12:00～13:00		

※総合健診は対象行政区以外でも受診できます。健診受診日にあわせて大腸がん検診容器を受け取ってください。
※大腸がん検診・総合健診ともに、4月に受診できなかった方も受診できます。また、転入等で健診の申し込みをされなかった方も受診できますので、問い合わせください。

▼問い合わせ先

会津坂下町健康管理センター TEL 83-1000

有料広告募集中！

今年度から「広報あいづばんげ」と「会津坂下町ホームページ」に『有料広告』を掲載することになりました。そこで、事業者などの皆さんから広告を募集します。掲載欄はこのスペースになり、サイズは、このサイズと半分のサイズ2種類になり、料金も異なります。

詳しくは、会津坂下町ホームページまたは、下記に問い合わせください。

●問い合わせ先：会津坂下町役場総務部 秘書広報班 TEL 0242-84-2477

お知らせ版

information

相談

農業でのお悩みはありませんか？ ～農業に関する相談会を実施します～

農地を「売りたい」・「買いたい」・「貸したい」・「借りたい」・「転用したい」また「農業者年金に関すること」などの相談はありませんか？

町農業委員が農業に関することなら何でも相談に応じます。気軽にお越しください。

▼日時 平成19年6月21日(木) 午後1時～3時

▼場所 会津坂下町役場 3階中会議室

▼問い合わせ先 会津坂下町農業委員会 TEL 84-1534

母子家庭のお母さんの就職を応援します

母子家庭のお母さん、寡婦の方を対象に、就職を希望される方の相談ができる平成19年度就職相談会を開催します。無料で参加できますので、ぜひ申し込みください。

予約が必要です。詳しくは問い合わせください。

▼日時 平成19年6月6日(水) 午前10時～

▼場所 会津若松市合同庁舎 本館

▼内容

○就職相談会

求職登録受付・求人情報閲覧・資格取得方法等の案内

▼申し込み・問い合わせ先

福島県母子家庭等就業・自立支援センター

TEL 024-521-5699

弁護士による無料法律相談会

弁護士による無料法律相談会を開催します。毎日の生活の中での心配ごと・悩みごとなどご相談ください。

相談を希望される方は、前日までに申し込みください。

▼日時 平成19年6月8日(金)

午前10時～午後3時

▼場所 会津坂下町老人福祉センター

▼申し込み・問い合わせ先

会津坂下町社会福祉協議会 TEL 83-1368

案内

女性の皆さん検診を受けてください

① 子宮がん検診を受けましょう！

子宮がん検診を6月～10月末まで実施します。忘れずに受診してください。なお、子宮がん検診は施設検診です。

▼対象者 20歳以上の女性で、今年の誕生日で奇数年齢になる方(例 21・23・25歳…)、及び昨年度対象で検診を受けられなかった方。

▼受診方法 検診受診票を持参の上、指定医療機関で受診してください。(指定医療機関は子宮がん検診受診票に記載してあります。)

▼料金 1,400円

※検診受診票を紛失しないようにご注意ください。

② 5月10日からマンモグラフィー検診(乳がん検診)の予約を受け付けます

マンモグラフィー検診を6月～10月の月曜日～金曜日を実施します。忘れずに受診してください。

※ 受診するには、予約が必要です。会津坂下町健康管理センターへ電話か直接申し込みください。

▼対象者 40歳以上の女性で、今年の誕生日で偶数年齢になる方(例 40・42・44歳…)、及び昨年度対象で検診を受けられなかった方。

▼受診方法 予約後に通知はありませんので、予約日を忘れずに受診してください。

当日は、「乳がん検診受診録」を持って、午後3時～3時30分までに坂下厚生総合病院へ行ってください。

※ やむを得ず日程を変更する場合は、10日前までにご連絡ください。

▼料金 40歳代：800円 50歳以上：400円

※ 料金など詳細は「(保存版)平成19年度会津坂下町各種健診のお知らせ」をご覧ください。

※ 不明な点は病院ではなく、会津坂下町健康管理センターへ問い合わせください。

▼申し込み・問い合わせ先

会津坂下町健康管理センター TEL 83-1000

有料広告募集中！

●町民の皆さんへ

今年度から「広報あいづばんげ」と「会津坂下町ホームページ」に「有料広告」を掲載することになりました。

広報紙自らの財源を生み出すために導入します。「公共性」ということを常に留意しながら取り組んで参りますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

有料広告募集中！

★広報あいづばんげ 縦42mm×横171mm 20,000円
縦42mm×横84mm 10,000円

★会津坂下町ホームページ(バナー広告) 10,000円

※料金は、1か月の金額です。(年間契約の場合、割引有り)

注 意

『地震に備えよう！』
習慣づけよう3つの対策

①家具の固定対策

地震でケガをした人の約半数は、倒れてきた家具が原因です。家具の固定をしましょう。



②ガスの元栓対策

地震で怖いのは火災です。火災は被害を拡大します。日頃からガスを使わない時や、グラツキきた時は、元栓を閉めるようにしましょう。



③室内の落下物対策

人がもっとも無防備な状態は寝ている時です。

地震の揺れで落下物から身を守るために、高い所に物をおくのは控えましょう。



●会津坂下消防署 TEL 83-4100

ホームページ <http://www.119-aizu.jp/>

会津坂下警察署から「注意してください！」

- ▼ 会津坂下町内で3月中、窃盗が6件発生しました。
- ▼ 自転車の盗難被害が多発しています。県警では、自転車にカギを2個以上付ける「ツーロック」を呼びかけています。通常のカギの他に、ワイヤーのカギを取り付けるなどして、被害に遭わないようにしてください。
- ▼ さい銭の盗難被害も発生しています。神社やお寺のさい銭箱等の管理には十分気をつけてください。

会津坂下町内街頭犯罪等発生状況 (H19年3月末現在)

区分	管内	会津坂下町	区分	管内	会津坂下町
空き巣 ねらい	1		自転車盗	1	1
忍び込み	1	1	自販機 ねらい		
事務所 荒し			車 上 ねらい	1	1
出店 荒し			強 制 わいせつ		
自動車盗			街頭犯罪 合計	4	3
オート バイ盗			全刑法犯	31	23

○会津坂下警察署 TEL 83-3451

相 談

春の行政相談週間 (5月21日～27日)

会津坂下町を担当する行政相談委員として、総務省より次の方が委嘱されています。



芦沢美也子さん (小原)

TEL 83-2807

行政相談は、役所(国・県・町)やNTTなどの特殊法人等の仕事に関して困っていることや要望したいことについて相談に応じ、その解決のお手伝いをするものです。

公平、中立の立場で、自宅や電話、手紙等でも相談に応じています。

5月21日(月)～27日(日)の1週間は「春の行政相談週間」です。行政サービスに対するご意見やご要望がありましたらご相談ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

教育相談会をしています

町教育委員会の中に教育相談室があります。

相談員が、皆さんの悩みや心配事の相談に応じますので、気軽にご相談ください。※秘密は守ります。

▼児童・生徒の皆さん

学校生活や家庭生活のことで困っている。

友人関係や勉強のことで悩んでいる。

(いじめられる、学校に行きたくないなど)

勉強、進学、就職のことが不安である。

▼保護者の皆さん(お子さんについて)

生活上のしつけについて迷っている。

友人関係のトラブルで困っている。

勉強が遅れ気味、進路について悩んでいる。

いじめられている、学校を休みがちで心配だ。

非行や家庭内暴力で困っている。

▼相談日時 毎週金曜日 午前8時30分～午後5時

①まずは電話をしてください。

(つながったら、「教育相談」と話してください。)

②教育相談室においでください。

(入口で、「教育相談室は?」と教えてください。)

▼問い合わせ先

会津坂下町教育委員会 教育相談室

教育相談員 佐藤信高 TEL 83-2234

6月の保健ガイド

会津坂下町健康管理センター

☎83-1000



休日当番医 (変更になる場合があります。)	電話番号
6/3(日) 菅原医院	☎83-2311
6/24(日) 星医院	☎83-2136
歯科当番医 (変更になる場合があります。)	電話番号
6/10(日) 佐藤歯科医院	☎83-2348
救急病院 坂下厚生総合病院	☎83-3511

県医師会ホームページで確認できます。 <http://www.e-sense.ne.jp>

乳幼児健康診査

場所：会津坂下町健康管理センター

持参品：母子健康手帳・乳幼児健康管理手帳(4か月児健診時に配布)

事業名(内容)	月日(受付時間)	対象者
4か月児 整形外科・小児科診察、身体計測、BCG接種等	6月12日(火) 13:10~13:40 【所要時間】 2~3時間程度	H19年1月15日~ H19年2月14日生
2歳6か月児 歯科診察、身体計測、ブラッシングの方法、個別相談等	6月19日(火) 13:10~13:40 【所要時間】 2時間	H16年12月 H17年1月生
3歳児 内科・歯科診察、身体計測、聴覚検査、ブラッシングの方法等	6月14日(木) 13:10~13:40 【所要時間】 2~3時間程度	H15年12月 H16年1月生
乳幼児健康相談 内科診察、身体計測、個別相談等	6月22日(金) 13:10~13:40 【所要時間】 1時間30分程度	育児についての相談を希望する方
離乳食教室 離乳食(中期~後期)の進め方	6月22日(金) 14:30まで集合 【所要時間】 1時間程度	H18年9月15日~ H18年11月14日生

献血にご協力ください

- ▼日時 平成19年6月7日(木) 午前9時30分~午後5時
▼場所 八洲ゴム工業株・坂下厚生総合病院
・老人保健施設なごみ・COOP あいづばんげ店
※各事業所を巡回しての献血になります。受付時間など詳しくは、会津坂下町健康管理センター(TEL 83-1000)へ問い合わせください。

【発行】 会津坂下町役場 総務部 〒969-6592 福島県河沼郡会津坂下町字市三中三番甲3662番地
秘書広報班 TEL (0242)84-2477 FAX (0242)83-0349
URL <http://www.town.aizubange.fukushima.jp>
E-mail: soumu@town.aizubange.fukushima.jp

ばんげの

行事予定

5/16~6/15

5/30日(水)

◇チャレンジデー2007(会津坂下町内)
0:00~21:00

毎週木曜日(5/17・24・31、6/7・14)

●窓口業務の時間延長
(税務管理班・戸籍環境班) 18:15まで

毎週金曜日(5/18・25、6/1・8・15)

●教育相談(町民体育館) 8:30~17:00
●乳幼児保育相談(ばんげ保育所)
13:00~16:00

毎月第1・3日曜日(5/20・6/3)

●ばんげ保育所施設開放(ばんげ保育所遊戯室・所庭) 9:00~17:00

6月の水道修理当番

6/3(日)・10(日)・17(日)・24(日)

八ツ橋設備株 TEL 27-3925

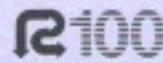
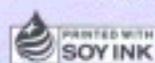
6月の納税

- 町民税 ●住宅使用料
- 上水道・下水道・農業集落排水使用料
- (●国民年金保険料)

ばんげでも朝市に来てくなんしょ!

安い、新鮮、美味しいをモットーに皆さんのお越しをお待ちしています。

- ▼日時 平成19年5月20日(日)
午前7時~8時 売切れ次第終了
▼場所 会津坂下町役場 東駐車場
▼販売品 地元農産物・海産物・味噌等
※ばんげでも朝市実行委員会では、朝市の出店者を募集しています。
▼問い合わせ先
ばんげでも朝市実行委員会事務局
(町役場産業部商工観光班内) TEL 83-5711



ばんげから全国、そして世界へ



うまし、うつくし
福島逸品

福島県ブランド 第1号 日本酒に ばんげから2銘柄が認証!

福島県ブランドとして今回認証された日本酒は全7銘柄、その内2銘柄が会津坂下町から選ばれました。



吟醸 真実
(豊国酒造合資会社)
「人の手による
酒造り」

地元会津坂下町にこだわりを持ちながら酒を造り続ける高久禎也さん。

昔ながらの手作りの醸造にこだわり、ふなしぼりで行っている。

全国に地元の良さをPRしていこうという私の酒造りに対する信念が評価されたのは、大変うれしいことです。これから3年間福島ブランドの名に恥じないように、頑張っていきたいです。地元の方もこれを機会にぜひ「ばんげの酒」を味わって欲しいと思います。



認証番号 第 071204 号
商品名 「真実」
種類 吟醸
原料米 会津産五百万石
(精米歩合50%)
特徴 さわやかな吟醸香と
まろやかな口当たり。



一生青春 大吟醸
(隆酒造合資会社)
「人と自然界全体の
営みが造り出す酒」

人と自然との関わりを大切にしながら造り出すのがうちの味。と話す鈴木孝教さん。

毎年全国から多くの人たちが酒米「亀の尾」の田植や稲刈りに集まってきます。そして、作業が終われば地元で採れた産品とお酒で楽しい時間をともにします。

うちで造る酒の味は多くの人たちに支えられてできたものです。これからも人と人との関わりを大切にしながら、酒どころ「ばんげの味」を発信していきたいと思っています。



認証番号 第 071201 号
商品名 「一生青春」
種類 大吟醸
原料米 山田錦(精米歩合40%)
特徴 無濾過で火入れをしました。華やかな香りと甘みとキレのバランスの良い深い味わい。

福島県ブランドとは

全国・世界に向けた戦略的な販路の拡大を目指し、ふくしま産品の中から優れた産品を「福島県ブランド」として厳選・認証する制度のことです。

第1号のブランドは日本酒

第1号の認証産品は、酒造好適米や仕込み水100%県内産の使用など、認証基準をクリアした大吟醸酒、吟醸酒、純米酒が認証となりました。

今後の展開

今後、米、果物、牛肉など農畜産物も認証基準を設定し、ブランド化していきます。

福島県ブランドマーク



地球をつかさどる太陽、大地、水、そして福島県の文化・歴史。それらの4大要素に支えられるのが生物、人間であり、大地の恵みから生まれた産品とその人間の関わりを「福島」の「ふ」の文字に託しました。また、伝統的な日本の美意識を十分尊重し、全国に誇れる福島逸品を紹介していくというテーマで「うまし」、「うつくし」というキャッチコピーにしました。